

(第79号議案)

中野区基本構想審議会条例について

中野区基本構想（以下「基本構想」という。）の改定にあたり、基本構想に盛り込むべき内容について総合的、専門的見地から意見を聴くために、中野区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

1 所掌事項

基本構想の改定に関し必要な事項

2 任期

委嘱の日から審議会が答申をした時まで

3 委員及び臨時委員

審議会は、公募による区民（10名程度）、区内団体が推薦する者（10名程度）、学識経験者（5名程度）により構成し、委員25人以内をもって組織する。また、特別の事項を調査審議する臨時委員を置くことができるものとする。

※臨時委員は、区内団体が推薦する者（10名程度）、学識経験者（5名程度）から、15名程度を想定。

4 部会の設置

審議会には、必要に応じて部会を置くことができるものとする。部会は、委員及び臨時委員をもって組織する。

※部会は、子育て、教育、学習、健康づくり、医療、保健、福祉、産業振興、文化振興、観光、情報、環境、居住、防災、安全、自治、交流、権利、区民参加などのテーマを分類し、5部会程度の設置を想定。

5 審議会の開催日程（予定）

開催時期		主な議題
全体会 第1回	4月上旬	審議会の設置、委嘱、諮問、部会の設置
各部会 第1回	4月下旬	区の現状の説明、審議
各部会 第2回	5月下旬	審議
各部会 第3回	6月下旬	区民ワークショップ等の意見の整理
全体会 第2回	7月中旬	各部会での審議内容の共有、整理
各部会 第4回	8月下旬	部会ごとのまとめ
全体会 第3回	9月下旬	答申案の審議
全体会 第4回	10月下旬	答申案の最終確認

6 今後のスケジュール（予定）

2018年12月	区民委員の公募
2019年3月	審議会設置の議会報告
4月	審議会設置（委員の委嘱）、諮問
6月	区民と職員のワークショップ（基本構想）実施 区民と職員のワークショップ（基本構想）及びタウンミーティング等の意見を審議会に提出
8月	審議会における検討状況の議会報告
10月	審議会答申
11月	審議会答申の議会報告